

書 評

清水 展. 『アエタ 灰のなかの未来—大噴火と創造的復興の写真民族誌』 京都大学学術出版会, 2024年, 304 p.

木村周平*

本書は著者による、フィリピンのルソン島西部、ピナトゥッポ山麓で暮らすアエタの人々とくにカキリガン村という小さな村で暮らし、1991年のピナトゥッポ山の大噴火で被災し、そこから「創造的復興」を成し遂げてきた人々との50年近い関わりと、それに基づく文化人類学的な実践や思考の展開を「写真民族誌」としてまとめたものである。

本書は、著者が実践してきた「応答の人類学」の、出版物のレベルでの実践だといえるだろう。本書を手にとると、濃いオレンジの地にアエタの母子の顔が大写しになった表紙が目を引きつける。さらに中を開くと、数多くの写真を含んだカラフルでポップなページが目に見え込んでくる。そこからは著者やその周囲の人々の、この「写真民族誌」を、「業界」で読まれる学術書を越えて、より広い読者と共有していこうという挑戦の姿勢を感じることができる。

まず内容を紹介しよう。「序—カキリガン村アエタと私の長く深い関わり」では、紙面が上下に分けられ、上部を写真が、下部を文章が占める。文章部分は「私」を主語に語りを始めつつ、本書の主人公がアエタの人々で

あると宣言する (p. 11)。そして「写真民族誌」などの本書の手法や、アエタの人々のレジリエンスを描出することで危機を生き延びる手がかりとする、という本書の目的を示す。写真部分は著者のアエタとの関わりを時代順に配置し、以降で展開するストーリーを絵巻物のように表現している。

第I部「先住民社会のレジリエンス」は、本文は3段組みで、ほぼ全ページ多色刷りである。基本である文字の黒と紙面の白、表紙のオレンジに近い暖色という3色をベースに、段組みを利用した多様なサイズ（見開き2頁分／1頁分／2段分／1段分）の写真や図をリズムカルに配置した「写真民族誌」となっている。

第1章「噴火前の暮らし」はアエタの人々の生業から外部との関わり、歴史、そして家族や社会組織などが、流れるように読みやすく説明され、「重層的並存」「万物諸霊共存社会」などのキーワードが示される。またナンバーをふった5枚の写真で焼畑耕作のプロセスを図解したり、写真と本文で積極的に個人名を示し、本章の記述が単なる解説ではなく「アルバム」のような親密な雰囲気を出したりする、などの工夫もなされている。

第2章「噴火の衝撃」は、1991年のピナトゥッポ山大噴火をめぐる短い章である。前半は黒地、後半は薄いグレーの地に（おそらく噴煙と火山灰のイメージだろう）、景観の写真も多く配しながら、噴火、避難、そして復興へというプロセスが辿られる。それに続く第3章「創造的復興へ」は一転してカラフルな章であり、人々の活動を写した小さめサ

* 筑波大学人文社会系

イズの写真を多数配置することで活気ある雰囲気を出しながら、アエタの人々の復興の道のり、およびそこに著者も含む日本人たちがどのように関わってきたのが説明される。第4章は「カルメリータの人生行路—コミットメントする人類学者」と題されているが、どちらかといえば著者の人類学者としての人生行路を虚心坦懐に振り返る章である。本章最後に示される「相互性原則」の実現を目指し、お世話になった人々への「お返し」のひとつとして子どもたちをマニラに「修学旅行」に連れていったこと、カルメリータを日本に連れてきたこと、そしてピナトゥボ山大噴火後音信不通になってしまった彼女と数年前に再会できたことなどが語られる。角を丸くしたり、人物に合わせて切り抜かれたりした変形の写真が使われ、やわらかで楽しげな雰囲気が醸し出されている。

第Ⅱ部「人類学と私たちの生き方の新しい転回／展開」は、本文1段組ではほぼ写真はなく、印刷もモノクロで、レイアウト的にも通常の研究書と似た印象を与える。第5章「変化と持続—被災からの創造的復興」は、サイードや桑山らを引きつつ、日本の人類学者である著者自身の立ち位置からどうアエタの人々に迫れるのかを考察したうえで、第Ⅰ部の内容を辿り直しつつ、かれらの「トランスフォーマビリティ」や「積極的で柔軟な適応力」などをその強みとして描き出す。この章が第Ⅰ部の結論にあたるのであれば、第6章「人類史への示唆—ジェームス・スコットの仕事を手がかりにして」は、より広い読者とその含意を共有しようとする章である。同

時代的に影響を受けてきたスコットの研究を参照しつつ、¹⁾アエタの人々の生き方を浮かび上がらせ、かれらの「生業の重層的並存や食料獲得手段の多角化」(p. 258)という生存戦略を、我々が危機の時代を生き、さらに「別の社会を構想する」(p. 259)手がかりとして示す。第7章「いま、ここ、の物語から人類の未来へ—『鈍感な凡人』が運良く人類学者となれた意味」は、本書全体の結論といえる章で、本書についての著者の意図が説明し直されるとともに、現代人類学の祖といえるマリノフスキによる、結果的に頓挫してしまった「現実コミットして人類学を活用する」(p. 270)プロジェクトに著者自身の歩みを結びつけ、さらに中村哲の活動にも触れながら、著者の考える人類学者のあり方やフィールドワークの意義が論じられる。

「想定外の外部世界との出会いと伴走で得たこと—結びに代えて」では改めて本書の狙いが述べられ、「謝辞」では本書作成の舞台裏が包み隠さず語られ、著者のこれまでの歩みに関与してきた人々への感謝の意が示される。

本書を評するうえで、まず「写真民族誌」を取り上げる必要があるだろう。これは、民族誌にとってきわめて重要な要素—マリノフスキ [2010] が「不可量分」と呼び、箭内 [2018] が「イメージ」として展開したもの—を、読者とよりよく共有する試みだ

1) スコットと別の方向性として、著者のアプローチとマンチェスター学派の extended-case method との近接性は、別稿で改めて論じたい点である。

といえる。その意味で、本来は「業界」外の読者こそがこの成否を判断する立場にあるだろう。「業界」内にいる評者としては、第Ⅰ部での多様な写真は、本文をサポートしつつ、本文では語り切れない多様な「イストリア」（お話）の存在を示唆することで、本書に親密さと厚みを与えており、それによって本書は、写真集と民族誌の中間のような、新たなジャンルを切り開いていると考える。

この「写真民族誌」は、著者も述べるように、出版社とデザイナーという別のプロたちとの協働なしにはありえなかっただろうが、後続の人類学者たちも活用しうるさまざまな手法と、さらに展開すべき大きな可能性を提示している。ここでは関連する論点（問い）を3つだけ示しておきたい。ひとつは、写真民族誌であることと理論的・抽象的な議論を展開することとのバランスをどう取るか（本書は部を分けることで対応しているが、他のやり方はありえるか）。ふたつめは、写真が本文をサポートするだけでなく、逆に写真が本文をリードするような民族誌は可能か。もうひとつは、写真の並置から生み出される新たな時間性（たとえば、ひとつの見開き内でのカラー写真と白黒写真の共存は、前者をより最近に、後者をより過去に見せてしまいうる）をどう生かすか。

また人類学の立場からは、「相互性」をどう考えるかも重要な点である。本書を読んでいると、直立し、またはしゃがんで真つすぐこちらを見つめるたくさんの視線にぶつかる。著者も言うようにアエタの人々が当時写真慣れしていなかったせいかもしれないが、

この「こちらが見られる」感覚は、この「相互性」につながるものだといえるだろう。

著者の影響もあり、現地への「恩返し」や「応答」、「協働」は、人類学でもしだいに一般的になりつつある。現地の人々が人類学者（やその社会）を人類学する、という意味での「相互性」も、科学人類学などでは実現可能かもしれない。だが「相互性」への期待が人類学者の側の思いの投影になりかねない点は気をつけるべきだろう。ワグナー[Wagner 2016]がカーゴカルトを事例に言うように、反転した人類学は既存の人類学とは大きく異なるかもしれない。その意味で、カルメリータやその他の人々の「声」から、かれらにとっての「相互性」とは何かを改めて考えてみることも意義があるだろう。

しかし何より、本書の主人公はアエタ（だけ）ではなく著者（も）だ、という点は指摘せざるをえない。著者は表裏も妬みも邪心もなく、自らの弱さを晒し、他者への感謝と祝福を口にす。そうした態度が、著者がこれほど慕われる、そしておそらく著者のここまでの歩み（本書の刊行を含め）を可能にできた理由のひとつだろう。本書には（繰り返しの多さに加えて）気になる点もある。たとえば「防災や開発、ケアや福祉といった領域で活躍されている方々」（p. 10）が本書の知見をどう活かせるかの道筋はけっして明確ではないし、「巻き込まれ」や「偶然」の強調は、すでに現場に関与している人々の現状を肯定しても、これから何かしようという人には直接役立てにくいかもしれない。しかし評者には、本書を包む著者（へ）の愛が、それ

らに勝ってしまうように感じる。

本書はアエタ（と著者）への格好の入門書であるし、著者と接したことのある者にとって本書は、さまざまな機会に著者から聞いたことのあるイストリアの、ロングバージョンといえるだろう。言い古された表現だが、イストリアは贈与だ。親密な場において先達から語られる。受け手は語られる具体的な個人や出来事から、それぞれの感度・タイミングで、さまざまな（語り手の想定を超えて）示唆や学びを受け取る。そしてそれをまた後の世代に伝えていくだろう。願わくはこの贈り物が、その親密な空間にますます多くの人々を巻き込み、そして多様で創造的な応答を生み出していかんことを！

引用文献

- マリノフスキ, プロニスワフ. 2010. 『西太平洋の遠洋航海者』 増田義郎訳, 講談社.
- 箭内 匡. 2018. 『イメージの人類学』 せりか書房.
- Wagner, Roy. 2016. *The Invention of Culture*, Second Edition. Chicago: The University of Chicago Press.

茅根由佳. 『インドネシア政治とイスラーム主義—ひとつの現代史』 名古屋大学出版会, 2023年, 282p.

大形里美*

本書は、インドネシアにおけるイスラーム主義イデオロギーの論理とその盛衰のメカニズムを明らかにしようとした研究である。著

者は、同国のイスラーム主義の主要なルーツとされる議会制民主主義時代（1949–1959年）のイスラーム政党マシュミに注目し、党首ナッシール（1908–1993年）の近代主義的な民主主義思想を分析したうえで、彼の思想がその後、同国のイスラーム主義勢力によってどのように引き継がれてきたのか、あるいは引き継がれてこなかったのかを論じている。ナッシールは、1950年から1951年にかけて首相を務めたが、イスラーム国家樹立の反乱軍に参加し、その後政界から追放された人物である。

本書の構成は以下のとおりである。

序章

- 第1章 民主主義の擁護者としてのマシュミ
- 第2章 近代主義思想と宗教的少数派排除の論理
- 第3章 「政権派」への変容
- 第4章 民主化後の旧マシュミの分裂と迷走
- 第5章 宗教少数派排斥運動の活性化
- 第6章 理念なき圧政批判
- 終章 インドネシアの民主主義とマシュミの伝統

第1章では、ナッシールの思想が分析され、彼がイスラームにおける他者への寛容や多様性の尊重を、民主主義を支える道徳的規範とみなし、建国五原則（パンチャシラ）を国家理念とするインドネシアを明白な「イスラーム国家（Negara Islam）であると解釈していたことが指摘される。

* 九州国際大学現代ビジネス学部国際社会学科

その後、ナッシールは、共産主義勢力の拡大によるパンチャシラ精神の空洞化を危惧し、マウドゥーディーの「神権民主主義 (theo-democracy)」論に着想を得たものだとみられるイスラームを国家理念とする「神聖な民主主義」(theistik demokrasi は「有神論的民主主義」と訳すべきであろう) 論を提唱した。その国家論は、宗教的少数派を含む国民すべての自由の保障、抑圧からの解放、人々の合議といった民主的価値を保障することを前提とし、人民主権を肯定するものであったという。そして著者は、マシュミは権威主義化するスカルノに抗うため、議会制民主主義を擁護するようになったとし、結論として、「イスラームの価値とこれらの民主的制度が共存する理念は、議会政治における周辺化と政権との対立という条件において強調されるようになったと言えるだろう」(p. 57) と論じる。

第2章では、政界から追放された旧マシュミ党員が1967年設立したダアワ評議会の思想が分析される。スカルノの後を引き継いだスハルト政権からの統制と抑圧がますます強められるなか、大きな共鳴を得たのは、議会制民主主義時代に形成された近代主義的な民主主義論で、それに基づく同政権への批判であったとする。そしてこの時期には「少数派の脅威を煽る論理は散発的に表面化してきたものの、旧マシュミ勢力においてすら広く持続的な共鳴を呼ばなかった」と指摘する(p. 105)。

続く第3章では、1990年代以降の旧マシュミ勢力の思想的変化が考察される。この

時期、ダアワ評議会の支援を受けた次世代の知識人や活動家のイデオロギーは多様化し、ナッシールの近代主義思想は懐疑的に捉えられるようになり、1993年の彼の死後は政権との親密な関係が構築され、近代主義思想に基づく民主主義論は忘却されたと論じる(p. 129)。他方、「反政権派の指導者として台頭した、後に第3、第4代大統領となるガス・ドゥルやメカワティを牽制するため、旧マシュミ勢力は宗教多元主義者や少数派の存在がイスラーム共同体に対する脅威になっていると主張し、排他的な論理を強めてしばしば動員を行うようになった」とする(p. 130)。

第4章では、民主化時代、国政に復活を果たした旧マシュミ勢力の思想と活動を考察する。旧マシュミの流れを引き継ぐ月星党の党首ユスリルのリーダーシップは弱く、「彼の近代主義思想はマシュミの伝統からの逸脱であるとすら見なされて攻撃の対象となった」(p. 144) とし、まとまりを欠いたまま1999年の総選挙に臨み、惨敗したと分析する。そして月星党は分裂し、さまざまな組織を媒体に、各々のネットワークを拡大していくこととなったとする。

第5章では、民主化後、宗教的少数派排斥運動が活性化したことについて、在野のイスラーム主義勢力は政権の支持を背景に宗教的少数派への排他性を強め、他方、多くのイスラーム政党は選挙キャンペーンにおいてあらゆる排他的主張を回避したとする。しかし、彼らは2014年の大統領選挙とジョコウィ政権の発足で結束し、2016年末以降のイスラーム主義勢力は、宗教的少数派排斥の

論理ではなく、政権に対する人々の不満や幻滅に訴えることで国政を揺るがす勢力として台頭したと論じる。

第 6 章では、「2016 年末から 2019 年にかけての結束を促したのは、過去の権威主義体制との対峙において強められた、ムスリムへの抑圧に対する批判であった」(p. 196) と分析する。そして今日においては、「ナッシールが示した民主主義制度に立脚するイスラーム国家論を継承する者はおらず、その近代主義思想も 1990 年代以降の展開ですっかり後退」(p. 196) したとみる。

終章では、本書の結論として「政権から周辺化されると圧政批判に基づく民主主義への志向が強化され、宗教やイデオロギーの差異を超えた広範な連帯を実現する可能性が高まる。その一方で、政権と接近する場合には、自ずから民主主義志向が後退するとともに、宗教少数派批判が活性化する可能性が高まる」と述べ、これを「権威主義体制から民主化後の現在まで一貫して見出すことができるこのメカニズムの提示が、本書のインドネシアの政治研究への貢献である」(p. 201) としている。そして今日のインドネシアにおいては、多様な思想的潮流から派生したイスラーム主義者たちをまとめ上げる共通の理念は存在せず、「在野の勢力は声を潜め、議会勢力は穏健化路線に回帰しながら次期選挙の動向を伺っている」(p. 200) と結んでいる。

インドネシアのイスラーム主義思想の源流とされるマシュミのナッシール党首の思想についてはこれまで本格的な研究がなく、本書はインドネシアのイスラーム主義思想の源流

に関する貴重な研究として位置づけられるだろう。その価値を評価したうえで、気になった事柄を 3 点に分けて論じておきたい。

1 点目は、著者がインドネシアのイスラーム主義について一貫してみられると提示するメカニズムについてである。「政権から周辺化されると圧政批判に基づく民主主義への志向が強化され」、政権と接近する場合には、「宗教少数派批判が活性化する可能性が高まる」(p. 201) と著者は主張するが、そうしたメカニズムは本当に機能しているのだろうか。2016 年以降のイスラーム保守派勢力の連帯については全く逆のことがいえる。当時、広範な保守派勢力を連帯させた要因は、非イスラム教徒のジャカルタ州知事による「宗教冒涇」にあたとされた発言に対する抗議であり、著者が主張する「圧政批判」に基づく民主主義への志向などではなく、そこには他宗教に対する排他的性格が強く現れていた。一方、ジャカルタ州知事側を擁護するリベラル派勢力による大規模なデモ集会の方が宗教多元主義的な連帯を実現し、民主主義への志向をみせていた。

また著者は 1990 年代のイスラーム主義を、政権に取り込まれた「非民主的なイスラーム勢力」として描くが、後に「民主化運動の機関車」と称され、非ムスリムにも開かれた政党、国民信託党 (PAN) を率いたアミン・ライスが、1990 年代に「上からの民主化論」を論じ [Arief 1997]、グス・ドゥルによる「下からの民主化論」とともに注目されていたことについても全く触れられていない。著者が本書で提示しているメカニズムについて

は検証が必要だと思われる。

2点目は、本書で扱うイスラーム主義勢力の範囲についてである。著者は、イスラーム主義を「イスラームの規範的価値に基づく国家や社会の実現を目指す広義の勢力であり、社会組織や政党、社会運動など様々な形態を取る」(p. 13)として近代派には限定していない。しかし、同国最大の伝統派イスラーム組織 NU のイスラーム主義勢力は分析対象から外されている。ちなみに、結成当初のマシュミには、伝統派イスラーム組織 NU も入っており、NU は 1952 年にマシュミから離脱した経緯があるが、離脱理由は、それまで党の最高指導部であった宗務部 (Majelis Syuro) が諮問評議会 (Dewan Penasehat) に格下げされたことや、NU 系議員が激減したこと、宗教大臣がムハマディヤー系から選ばれたことなどに対する不満であった [NU online 2021 (November 23)]。従って、マシュミを離脱した伝統派イスラーム組織 NU も依然としてイスラーム主義勢力であることに変わりはなく、インドネシア政治とイスラーム主義を論じる場合には、伝統派イスラーム主義勢力も議論の対象にする必要があると思われる。

1985 年にはスハルト独裁政権下制定の大衆団体法により、すべての政党や社会団体が、パンチャシラの受け入れを強要されたが、この時、最終的に「パンチャシラの内容は私たち信仰そのものだ」とする年長のキアイの言葉があり NU のウラマー (イスラーム学者) たちはそれを受け入れたといわれる [Yahya Cholil Staquf 2020]。

民主化以降、各地で制定されたイスラーム法条例 (Perda Syariah) は、発案者が FPI (イスラーム擁護戦線)、MUI (インドネシア・ウラマー評議会、以下 MUI とする)、地方自治体の首長などで、政党ではゴルカル党が支持したが [Mubarak and Halimatusa'diyah eds. 2014]、そうした民主化以降のイスラーム法条例制定の運動の担い手についても分析すると良いと思われる。

議会制民主主義時代にナッシールが提示していた「イスラームに基づく民主主義国家」論は、多くのイスラーム主義者にとってすでに政治的にも宗教的にも正当性を失っていると著者は主張する (p. 19) が、同国においてイスラーム法条例が次々と成立したのは、まさに同国が民主化後「イスラームに基づく民主主義国家」となり、政治家の多くがイスラーム主義者だったからだともみることもできるのではないだろうか。

3点目は、不正確な記述が散見される点である。たとえば、2009 年大統領選挙において、ムハマディヤーを代表するディン・シャムスディン (Din Syamsuddin) が「選択を誤った」ために、ユドヨノの対抗馬となったユスフ・カラ副大統領を支持し、「第二次ユドヨノ政権でムハマディヤーは閣僚ポストを失うこととなった」(p. 156) と著者は述べるが、当時ムハマディヤーがユスフ・カラを選んだのは、ディンの個人的な選択ではなく、組織的な決定で、当時、ムハマディヤーに近い政党である国民信託党もユドヨノを支持し、アミン・ライスとハッタ・ラジャサ党首がユドヨノの選対チームのトップとなって

いた。¹⁾ またその後、ディンが2011年に非ムスリムの宗教指導者らと「政府の嘘と闘う宗教者運動」を結成し、ユドヨノ政権における宗教的少数派への抑圧に対する無策を批判したとしている (p. 156) が、同運動は、ディンが発案・主導したものではなく、故シャフィイ・マアリフ (Syafi'i Ma'arif) と故ソラフディン・ワヒド (Salahuddin Wahid) が主導した運動であった。²⁾

さらに著者はディンが、「MUIを排他的な勢力の結節点へと変容させるのに重要な役割を果たした」(p. 156) とし、彼が選挙後にユドヨノ政権における宗教的少数派への抑圧に対する無策を批判したことをもって、「このような両面性曲芸的なイデオロギーの転換は、ディンに限ったことではない。宗教的少数派への姿勢は、時の政権との関係性によって規定されてきた」(p. 156) と論じる。しかし、筆者がディン本人に確認したところ、当時ディンは、ムハマディヤーとMUIを、MUIに反対する人たちも含めてすべてを受け入れる大きなアンブレラにすべく、MUIの諮問評議会にシーア派以外のすべてのグループを招き、外部ではなく内部で対話するようにしたという。これは当時各地で起きていたシーア派に対する暴力行為を抑制することを目的に、イスラームが重視する合議制を

もって問題の解決にあたらうとしたものであった。その結果MUIが排他的な勢力の結節点へと変容したとしても、排他的イデオロギーに基づいて行なったとはいえない。MUIは1984年にスンニー派の神学的立場からシーア派についてのファトワー（法的裁定）を出しているが、当然のことながら暴力行為を容認する内容ではない。従って、ディンが宗教的少数派への暴力行為に対する政府の無策を非難する運動を起こしたとしても、「両面性曲芸的なイデオロギーの転換」などにはあたらない。

NU、ムハマディヤーは国際紛争地における平和構築活動に積極的に関わってきた実績があり、ディン自身、世界宗教者平和会議の議長を長年務め、精力的に活動が続いている。国際的に信頼と名声があり、2018年には日本政府からも旭日重光賞を授与されている人物にイデオロギー転換などないともみるべきであろう。

今後イスラーム主義はどう変化していくのだろうか。インドネシアは、「唯一神への信仰」をパンチャシラの第一原則として掲げており、世俗国家でもイスラーム国家でもないという特殊性を備えている。1950年代とは異なり、現在では共産主義勢力と世俗主義勢力がほぼ一掃され、社会のイスラーム化を進める法律が次々と定められている。パンチャシラを党是とする多くの政党が、イスラーム勢力を束ねる下部組織を擁し、イスラーム教徒たちの政治的なアスピレーションを党の政策に反映させるための仕組みづくりを行なっている。

1) 2024年3月9日ディン・シャムスディン氏にWhatsAppで確認するとともに以下のサイトで確認 [Detiknews].

2) 2024年3月9日WhatsAppを通じてのディン・シャムスディン氏からの証言と以下の記事で確認 [Tokoh Lintas Agama akan Serahkan Pengaduan Korupsi 2011 (March 4)].

イスラーム主義の新たな分析概念として、近年「ポスト・イスラーム主義論」も展開されている〔末近 2018: 201〕。しかし、中東のイスラーム主義を専門とする末近は、「イスラーム国家の樹立を声高に叫ぶものたちは、今や一部のジハード主義者に限られるようになり」、「彼ら彼女らは、イスラーム政党を結成し、世俗主義を含む他のイデオロギーを掲げる政治勢力との積極的な連携を見せている」と分析し、ポスト・イスラーム主義は、イスラーム主義の今日的な一形態に過ぎないと述べ、「ポスト」と名付けて区別する意義に疑問を呈している〔末近 2018: 204〕。インドネシアについては、まさに末近のいうイスラーム主義の今日的な一形態としての現象が、他のイスラーム諸国に先駆けて起きているとみるべきではないだろうか。

以上、気になった事柄を指摘したが、著者の研究が、日本のイスラーム主義研究を大きく一歩進めたことは明らかである。とりわけインドネシアのイスラーム主義の源流とされるマシュミの党首ナッシールの人民主権を肯定するイスラーム主義思想についての研究は、中東や南アジアなどのイスラーム主義思想との比較、その後、今日に至るまでの展開の視点からも重要である。

引用文献

- Arief, Afandi. 1997. *Islam demokrasi atas bawah: polemik strategis perjuangan umat model Gus Dur dan Amien Rais*. Yogyakarta: Pustaka Pelajar.
- Detiknews. 2009 (May 3). Menimbang Peluang Hatta. <[https://news.detik.com/pemilu/d-](https://news.detik.com/pemilu/d-1125339/menimbang-peluang-hatta)

1125339/menimbang-peluang-hatta> (2024 年 5 月 20 日閲覧)

- Mubarak, M. Zaki and Iim Halimatusa'diyah eds. 2014. *Politik Syariat Islam, Ideologi dan Pragmatisme*. Jakarta: LP3ES, pp. 246–247.
- NUonline. 2021 (November 23). NU dan MASYUMI. <<https://jabar.nu.or.id/sejarah/nu-dan-masyumi-9UJ1>>
- 末近浩太. 2018. 『イスラーム主義—もう一つの近代を構想する』岩波書店.
- Tokoh Lintas Agama akan Serahkan Pengaduan Korupsi. 2011 (March 4). Jumat, 4 Maret 2011 10: 39 WIB. <<https://www.antaranews.com/berita/248538/tokoh-lintas-agama-akan-serahkan-pengaduan-korupsi>>
- Yahya Cholil Staquf. 2020. *PBNU-Perjuangan Besar Nahdlatul Ulama-Tajdid Jam'iyah Untuk Khidmah Millenial*. Mata Air Publishing. <https://www.baytarrahmah.org/media/2020/PBNU_Perjuangan-Besar-Nahdlatul-Ulama_2020.pdf>

貴志 功. 『ベトナム居住法—移動の自由の進展と居住登録法制』信山社, 2023 年, 201 p.

鮎京正訓 *

はじめに

本書は、ベトナム居住法制の成立過程を詳細に紹介し論じた日本で最初の本格的な書物である。

著者は、外務省に入省して以来、在ベトナム日本国大使館、在ホーチミン日本国総領事館などに勤務し、その後、本省ならびにドバイの総領事館、サモアの大使館等で勤務した経歴を有する。同時に母校の岡山大学でも非

* 名古屋大学名誉教授

常勤講師を行なうなど、学究の徒である。日本ベトナム研究者会議員でもある。

主題への接近方法

さて、本書の最も中心的なテーマは、歴史的に生成、発展してきたベトナム居住法制の変容を考察することである。そして、居住法制を論ずるために、一方ではベトナム戸籍制度など古い時代のありようを紹介するとともに、他方、東アジア地域すなわち中国、韓国、日本との比較を概観している。

さらに、居住関連法の外国人への適用が具体的に紹介され、ベトナムに駐在する日本人らがどのような手続きで居住することができるかなどの実務的な情報も含まれている。著者がこのような実務にも有益なアプローチを採ることができるのは、著者にはハノイやホーチミンでの大使館勤務の実務経験があることも影響しているように思われる。

著者の主題への接近方法につき、著者は、次のようにのべている。すなわち、「筆者は、ベトナムの居住法令の分析に当たり実定法を綿密に分析する方法をとった。つまり、筆者の研究手法は制度的アプローチである」(p. 141)。

そして、著者は、主題を実定法の変容の分析にほぼ特化し、公安省や司法省の法案起草過程を詳細に追求し、さらには各地方の人民評議会法令などの検討を行ない、また、中央政府と地方政府の意見の対立を明らかにし、それらの一連の作業を通じて、ベトナムにおける法令が出来上がるさまを詳細に描いた。

ベトナム居住法制について

居住法制の変容について論じるためには、社会の実態をどのように理解するかが重要であるが、その課題を著者は「国内移住の動向」(p. 30)の項目を設け、主として政府当局や研究機関の調査をもとに、以下のように論じている。

著者によれば、ベトナムの農民は、移住先の都市や工業区の土地の使用権を購入しようとしても「物価水準からして満足のいく水準の土地を得ることは困難」であり、「ドイモイ政策による土地改革によってようやく入手した農村の土地（使用権）を失いたくないとの気持ちもあろう」とのべ、結論的には、「農村にいる農民は、その時々事情や条件に応じて、都市又は工業区に移動することのみならず、都市又は工業区への移動を断念し農村に留まることや、都市又は工業区から農村に帰還することを柔軟に選択していると考えられる」(pp. 42-43)と判断している。

本書は、2020年ベトナム居住法の成立過程を詳細に追いかけた第三章が一番大きな分量を占め、2020年居住法制定に至る過程を検証している。また、巻末には、2020年居住法その他の関連法令が翻訳され資料として掲載されている。

ところで、2013年現行ベトナム憲法は、第23条で「市民（公民）は、国内における移動及び居住の自由の権利を有し、出国と外国から帰国する権利を有する。これらの権利の行使は、法律の定めるところによる」と定めている。

特に「移動及び居住の自由の権利」は、ベ

トナム 1946 年憲法, 1959 年憲法, 1980 年憲法, 1992 年憲法, 2013 年憲法に至るまで, ほぼ同様に規定されてきた (なぜ「移動及び居住の自由の権利」が, フランスへの譲歩を含むとされる 1946 年憲法に規定されたかについてはともかく, その規定がその後の社会主義型憲法にも引き継がれたことについては歴史研究が必要である)。

したがって, ベトナムの独立以降, 建前としては, ずっと憲法上は, 移動と居住の自由の権利が保障されていることになるが, 他方で, その行使は, 法律で定めることになっている。すなわち, ベトナムの居住の自由の権利は, 法令の内容により制限することが可能となっていた。

著者の研究によれば, 居住に関する法令は, 1955 年条例をはじめ多くの居住法令を経て, 漸く 2006 年居住法が制定されたが, その後も 2013 年改正居住法, 2020 年居住法などへと進展してきた。

著者は, 2020 年居住法の採択に至る草案等の作成において, 特に居住法案の主管である公安省の提案内容や国会での議論の様子, 地方の各省からの意見, 市民から寄せられた意見なども可能な限り紹介し, 居住法制をめぐる争点を明らかにしている。

本書の注目される箇所

本書の最も注目すべき箇所は, 「第三章第二節 法律化と改正」である。

2006 年の国会で初の居住法が採択されたが, その第 3 条では「公民は, この法律の規定及びその他の関連法令の規定に基づき,

居住の自由を有する。常住又は一時居住の要件を満たす公民は, 権限ある国家機関に対し常住又は一時居住の登録を求める権利を有する」(p. 56) と定めた。

しかし, これに対して, 地方政府からの反発が起きたという。たとえば, ダナン市人民評議会議決は, 「居所が賃借, 借用又は間借りによる建物であり, かつ, 無職の又は前科がある者については, 市街区への常住戸籍の新規登録を一時停止する」と定めた。これに対し, 司法省は, そのような措置を行なうことは, 2006 年居住法が保障する常住戸籍の移転の権利を一部の移住者について制約するものであり, 2006 年居住法の規定に抵触するとした。

ダナン市側は, 司法省からの批判について, ダナン市がそのような措置を取るのは, 急増する転入者に対処するためであると反論した。しかし, 司法省は, ダナン市には, 居住法の適用を一時停止する権限を与えられておらず, 公民が適法に享受する権利を剥奪又は阻止する自由はない, と主張した。そして, 結局, ダナン市は, 司法省の批判を受け入れて, 該当する規定を廃止した (pp. 57-60)。

著者は, ダナン市人民評議会の行動の背景には, 「ダナン市の人口密度が全国一高く, よそ者が入ってくることを嫌ったとみられ」るが, ダナン市がそのような制約を行なったとしても, 実際の抑止効果は少ないとのべ, 司法省の主張は「人民評議会決定は法律に従属する」という「法優先の原則に照らして妥当なものと認められる」(pp. 61-62) と評価する。

そして、それらの議論を経て、のちに制定された 2020 年居住法につき、著者が留意すべきこととしたのは、以下のことである。

2020 年居住法は、第一に、常住戸籍（「戸の集団単位に基づき人民の住所を管理する制度」p. 8）の移転についての要件と手続を緩和し明確化を進めた。第二に、常住の自由に加えて一時居住の自由を認めた。第三に、ホーチミン市やダナン市など主要都市からの反対があり、常住戸籍の移転要件の緩和及び明確化を果たすために長い時間を要した。第四に、常住戸籍の移転について居住面積に関する要件は引き続き維持された。第五は、船舶、ボートなどで生活する移動民を明確に法律の対象とした。第六に、合法的な居所における居住面積に関する要件を満たすことができず常住戸籍を移転できない住民などは、常住戸籍を根拠とする便益を受けることができないため、2013 年憲法の保障する法の下での平等、社会保障を受ける権利、学習の権利などを享受できないおそれがあるとした（pp. 137-139）。

そして、2020 年居住法に基づき、「紙面の常住戸籍簿及び一時居住簿が撤廃され、これらの台帳は全国統一のデータベースに移行」（p. 134）した。

若干の検討

書評者は、ベトナムの居住法制のありようにつき、本書から多くを学んだが、ここで、若干のことを記しておきたい。

居住法という領域は、人の生活にとってきわめて身近な領域に関わることがらであり、

そして居住の自由はベトナム憲法によっても明文化されてきた。ベトナムでは特にドイモイ政策を採用したのちに制定された 1992 年憲法以降、憲法条文の中に「人権」という用語が登場し、それは「市民（公民）の権利」とともに人々の権利を構成してきた。

2013 年憲法は「第二章 人権、市民の基本的権利と義務」において、法の前での平等を規定するとともに、身体の不可侵、私的な生活、個人の秘密、家族の秘密についての不可侵の権利、信書、電話、電信などの秘密の権利、住居不可侵の権利、信仰、宗教の自由の権利、言論、報道、情報へのアクセス、集会、結社、デモ行進の権利、ジェンダーの平等の権利などと並んで移動及び居住の自由の権利を保障した。

しかし、他方、これらの権利に関する総則的な規定であるベトナム憲法第 14 条は、「人権、市民の権利は、国防、国家の安全保障、秩序、社会的安全、社会道徳、共同体の健康を理由として必要な場合においてのみ、法律の規定に従って制限することができる」というように、広範囲な場合に基づき、権利の制限を可能とする規定を含んでいる。

ところで、ベトナム居住制度の経緯をどのように理解するかであるが、一般論としていえば、ベトナム法は 1960 年代以降、旧ソ連法への傾斜を進めていった。旧ソ連では、「移動、居住の自由」は認められず、滞在及び居住は「許可制度」に基づき、「居住者登録済査証」により行なわれてきた〔杉浦 2006〕。ソ連解体後の 1993 年ロシア連邦憲法第 27 条は、「移動、居住の自由」を規定している。

他方、中国憲法史では、1949年中国人民政治協商會議共同綱領第5条、1954年憲法第90条で「居住、移動の自由」が規定されたが、その後に制定された憲法では、現憲法に至るまで、そのような規定は存在しない。

このように各国の憲法規定は異なるものの、ベトナムにおける「居住、移動の自由」の実態を知るためには、旧ソ連、中国など社会主義国の居住制度の實際を考察することが、歴史研究としては重要である。

本書に対しては、技術的な要望がある。ひとつは、各章の分量などの配置も含め、章別編成の仕方をもっと工夫する必要がある。いまひとつは、叙述において改行が少ないことに起因して、読みにくい箇所がある。この点では、改行を多くするなど読みやすくする工夫が求められる。

おわりに

外務省では時おり著者のような外交実務家として日々の仕事をしながら、優れた研究を行なっている人に出会う。

1990年代中頃、日本政府がベトナムへの法整備支援を始めた当初、その主体は法務省ではなく外務省、JICAであった。外務省の担当者は松谷浩尚さんという方であった。松谷さんはトルコ語及びトルコ社会論の権威であり、著書も多数あり、東京大学などでも非常勤講師として教鞭をとっていた。松谷さんに「いつ論文を書くのですか」と尋ねると、「土日だけでも結構進みます」と答えた。著者には、さらに多くのベトナム論をまとめてほしいと願っている。

引用文献

杉浦一孝. 2006. 「ロシア連邦における移動の自由と憲法裁判所」『名古屋大学法政論集』(213): 395–421.

服部志帆・小野 環・横谷奈歩編. 『アートと人類学の共創—空き家・もの・こと・記憶』水声社, 2023年, 376 p.

木村大治*

いま私はこの原稿を、瀬戸内海に浮かぶ愛媛県大三島の実家で書いている。私はここで中学生まで育ったが、そののち島を出て今治の高校に通い、以後島に定住することにはなかった。父母が高齢になり島で生活できなくなったので、2002年に横浜の兄の家の近くに転居した。そしてこの家は空き家になることになったのだが、私はここをそのまま朽ち果てさせるのが何とも残念だった。そこで年数回、研究仲間を連れてきて合宿をしたり、子どもと一緒に滞在したりして何とか維持してきたのである。そして4年前、60歳で早期退職をした後は、月の1/3ほどをここで過ごしている。母の嫁入り道具であろう桐の箆箆があったが、もう使うこともないので処分することにした。しかしそれがなかなかできない。そこで私は息子を島に呼び、一緒に箆箆を家の裏の畑に持って行って火をつけ、「お焚き上げ」をした。息子にも母の歴史の一部とその終わりを見届けてもらいたかったのである。焼けた灰の中の飾り金具は、拾って父母の形見の品々の中に加えた。一いまだ

* 京都大学名誉教授

本の田舎では、こういったことはごく普通の風景である。私の家の近くでも、家々の半数は廃屋になり、そこに残された歴史も朽ち果てつつある。

前置きが長くなったが、本書は香川県の山間にある塩江^{しおのえ}の空き家・旧藤川邸を舞台に、そこに残された「もの」「こと」「記憶」を調査する人類学者と、それらを素材にアートを実践しようとする美術家たちの記録である。内容を見てみよう。第Ⅰ部は「アートと文化人類学の共創」と題して、本書の編者3人がそれぞれの立場からプロジェクトについて語っている。第1章¹⁾で人類学者の服部志帆は、「空き家と残された『もの』からたどる生活誌と地域再生」と題して、旧藤川邸の歴史とそこにある「もの」たちについて詳細に記述している。服部は生態人類学をバックグラウンドとし、カメルーンに住む狩猟採集民バカ・ピグミーを対象にした長い調査経験を持っている。その経験に裏打ちされた、邸内に残された「ホコリ」や「スズメバチの死骸」までも採集しナンバリングするという執拗な調査姿勢は、読者を圧倒する。そして旧藤川邸を中心とした塩江の歴史―「こと」たち―の詳細な記述は、地域史としても秀逸である。第2章を執筆した美術家の小野環は、長年尾道市で空き家再生プロジェクトに携わってきたが、「いにしによる」²⁾と名づけられた旧藤川邸のゲストハウス化構想にかかわ

り、次いでそのプロジェクト内容を高松市の瀬戸内海歴史民俗資料館において展示した。その経験を「空き家と残されたものたちをめぐって」という題で綴っている。そして3人目の編者である美術家・横谷奈歩は、ロンドンで服部に出会って以来、本書のテーマであるアートと人類学の共創に関するさまざまな試みをおこなってきている。第3章「分野の横断とさまざまな継承のかたち」に記されている、塩江に作られたダムをテーマにした「ダムカレー」、「しおのえ今昔」と題した古い写真と同じ場所・同じポーズで撮影する写真の制作、塩江のタヌキたちが女子会を繰り広げる《タヌキ会議》のインスタレーションなどは、うーんと首をひねりそして笑ってしまう陽気なイベントである。

第Ⅰ部と第Ⅱ部の間にはインターミッションとして、旧藤川邸に残された「もの」たちのカラー写真と、服部による《タヌキ会議》など3編の創作童話が挟み込まれている。それに続く第Ⅱ部は「空き家再生プロジェクトをめぐって―それぞれの視点から」と題して、旧藤川邸再生プロジェクトにかかわった人々の活動が綴られている。そして巻末に、旧藤川邸の家主のインタビュー、プロジェクト参加者の座談会、旧藤川邸関連年表、空き家に残されたものの目録が収められている。

ここまで紹介してきた本書の構成について、すこし意見を書かせていただきたい。本書は通読すればその内容は明確に読み取ることができるのだが、冒頭から読み進めていくと、「これは一体何の本なのか」ということがやや理解しにくい。本書成立の経緯につい

1) 本書には章のナンバリングはされていないが、ここでは便宜上つけさせていただく。

2) 「去にしに寄る」、すなわち「(村の人たちが) 帰りがけに寄る」の意。

ては、第Ⅰ部第3章の横谷の文章が一番わかりやすく、これを冒頭を持ってくるなどの工夫があってもよかったのではないと思う。また、表題『アートと人類学の共創』も、一見して内容が想像しにくい。副題と主題を入れ替えた方がよかったかもしれない。今後、本書に引き続くプロジェクトや出版があるなら、参考にしていただければと思う。

さて、本書を読んでいて誰もが心に浮かべるのが、残された「もの」たちはなぜこのような強い力を持つのか、という疑問だろう。服部は座談会で「面白いだけじゃなくて、何か駆り立てられるような気持ちになるというか、そこに気持ちが引っ張られていきました。」(p. 264)と語っている。そしてさらに不思議なのは、自分自身の過去にかかわる「もの」だけではなく、自分の知らない他者の過去にかかわる「もの」もまた、強い懐旧の情を引き起こすということである。私が最初にそのことを意識したのは、中学生の頃に父の本棚から見つけた、柳田國男の『火の昔』[柳田 1970]を読んだときであった。人間生活に欠かせない火にまつわるさまざまな事柄が、行燈、蠟燭、松明、灯籠、ランプ…と、柳田の博学に任せるままに綴られたこの本を読むと、私はとても「懐かしい」気持ちになってきた。そして、自分が行燈や蠟燭の時代を知らないのに、なぜそのように感じるのだろうかということを不思議に思ったのである。アフリカでの調査でもそのようなことがある。村の人たちに「私たちの祖先はあそこの河を渡って移住してきたのだ」とか「昔はこのようにして人を葬ったのだ」といった話

を聞いたとき、本来自分には何の関係もないそれらの事々を、何とか記録に留めておかねばならないという気持ちになったのである。

自分自身や、身近な人たちの過去にかかわる事柄が懐かしく、保存しておきたいというのは、(あまり進化心理学的になるのも気が進まないが)理屈としては説明できるだろう。そのことが将来、何らかの形で有用な知識として役立つかもしれないからである。しかし、そういった「利」の及ばない他者の過去に対する懐かしさというのは、簡単に説明できることではない。それは人類が「文化」というものを抱え込んだときに、自他にかかわらずそれに価値を付与し保存しようとする性向を持つに至ったということなのかもしれない。

そしてそういった「懐かしさ」こそが、民俗学や文化人類学を駆動する力になっただろうこともまた確かである。かつての人類学批判の流れの中で、そういった感覚は「劣った文化」を救い上げてやろうという姿勢から生じるとされ、「サルベージ人類学」とか「エントロピックな語り」といった名のもとに批判された[太田 1998]。消えゆくものへの旧懐が、調査するものとされるものの間の非対称な関係に結びつきやすいことは確かである。しかしそういった感覚は、もっと人間存在にとって本来的なものではないだろうか。だから本書がそうであるように、そのような感覚を抑圧しないのは至極まっとうな行き方であると思う。

一方、本書にはもうひとつの軸として「アート」がある。ここまで述べたように、多くの民俗学的記述は、残された「もの」た

ちの引き起こす哀惜の情に彩られてしまいがちである。そこに、「アート」の持つ祝祭性や脳天気さをぶつけたところが本書の工夫であり、特徴であると言えるだろう。そのことによって、いわば弔いがお祭りへと転化しているのである。またアートの側にも、人類学を通して人々の営みからの想像力を取り込みたいという欲求があるのだと思われる〔美術手帖編集部2018〕。³⁾ 近年、瀬戸内海はアートで賑わっている。塩江と同様、私のいる大三島でも、建築家の伊東豊雄氏をはじめとする多くのアーティストたちが、町並み再生をはじめとしたさまざまな活動を繰り返している。そのようにあちこちの地域で、人類学から見える歴史や「もの」と、アートとの共創が火花を散らしているのである。

少し注文も書いたが、それを差し引いても本書がたいへんな力作であるということに変わりはない。冒頭に書いたような、日本の至るところで見られている喪失の悲しみを転化し、乗り越える試みが示されているからである。地域の歴史、「もの」のもつ力、そしてアートに関心のある方に、ぜひ手に取っていただきたい一冊である。

引用文献

- 赤瀬川原平. 1987. 『超芸術トマソン』 筑摩書房.
美術手帖編集部. 2018. 『美術手帖 2018年6月号
特集 アートと人類学』 美術出版社.
太田好信. 1998. 『トランスポジションの思想—

3) 「トマソン」と名づけられた不要なものたちの持つ、わけのわからないパワーを「超芸術」と呼んだ赤瀬川原平の視点も、これに近い発想だろう〔赤瀬川1987〕.

文化人類学の再想像』 世界思想社.
柳田國男. 1970. 「火の昔」『定本 柳田國男集 第21巻』 筑摩書房, 149-276.

千田沙也加. 『カンボジア「クルー・チャッタン」の時代—ポル・ポト時代後の初等教育』 東信堂, 2023年, vi+260 p.

吉田篤史*

本書は、カンブチア人民共和国（1979年～1989年、以下、人民共和国と表記）における初等教育を、教員資格をもたず教師に任命された「クルー・チャッタン」のライフヒストリーを通して考察したものである。1975年から約3年間続いたポル・ポト政権では、教員の虐殺や学校教育の停止により、近代教育制度は崩壊に追い込まれた。その後、政権を握ったカンブチア人民革命党は、人民共和国を樹立して教育再建に取り組むことになる。しかし、前政権下での教育制度の崩壊により、その道のりは困難を極めた。本書は、その過程を経て再建された初等教育を教師たちの語りから考察し、末端社会での教育実践の一端を明らかにしている。

本書の概要

本書は序章、第1章から第3章でなる第1部、第4章から第6章でなる第2部、そして終章で構成される。第1部は史資料から政権が掲げた教育構想を分析し、第2部では「クルー・チャッタン」のライフヒスト

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

リーを考察している。教育構想というマクロな分析の後、ライフヒストリーによるミクロな分析を行なうのが本書の特徴である。

序章は、本書が行なう分析の概要説明である。本書の目的は「人民共和国期における教育再建に注目し、(中略)この時期の初等教育の意味と価値を、ローカルで個別的な観点から明らかにすることである」(p. 3)。このために本書が着目するのが、本書のタイトルにもある「クルー・チャットン」である。彼らは、「ボル・ポト政権崩壊後に教師の資格の有無を問わずに小学校教師に採用された」(p. 16)教師を指す。本来、クルー・チャットンとは「任命された教師」を意味し、ボル・ポト政権時代後に正規の教員養成課程を経て任命された小学校教員も含む。そこで、著者は分析対象を「クルー・チャットン」として鍵括弧を付し、両者を区別している。

第1章は、カンボジアにおける教育史の要約である。同国では19世紀末まで伝統的な寺院教育が行なわれていたが、フランスに保護国化されると、官吏養成を目的にフランス語を教授言語とした近代教育制度が導入された。独立後シハヌークが政権を握ると、教授言語のクメール語化など改革も行なわれた。しかし、その後のロン・ノル政権下では内戦により教育活動は停滞し、ボル・ポト政権下では停止に追い込まれた。1979年に人民共和国が成立すると、政府はベトナムによる支援のもと学校教育を再開させる。しかし、適切な訓練を受けた教師を確保できず、当時の教員約14,000人のうち約4,000人が「クルー・チャットン」だった。

第2章は、当時発行された新聞から、政権が掲げた教育構想を分析している。同紙は国民に対する主要な宣伝手段であり、そこで政権が強調したのは旧来のものとは異なる新たな教育制度を建設する必要性であった。そして、再建過程は教員数など具体的な情報と共に報道され、国の発展や平和の象徴として描かれた。加えて、著者は女子教育と少数民族教育に関する記事に着目し、前者は社会主義教育理念の反映などを目的に重視される一方、後者は民族固有の教育を保証した憲法に反し、カンボジア国民として画一的な教育が行なわれたと結論づける。

第3章は、再建された初等教育の特徴を当時の教育カリキュラムから読み解いている。政権は、教育を通してボル・ポト政権と異なる「純粋な社会主義」(p. 105)の確立を目指していた。初等教育はその基礎として重視され、ボル・ポト政権下で教育を受けられなかった子どもなど、あらゆる年齢の生徒の受け入れが掲げられた。授業科目の中では、クメール語と社会主義教育特有の「労働」科目が特に重視され、前者はカンボジア国民としてのアイデンティティ創出と反ボル・ポト思想の形成、後者は生産活動における団結精神の涵養をそれぞれ目的としていた。

第4章では、4人の「クルー・チャットン」のライフヒストリーを通して彼らの特徴を明らかにしている。1つ目に挙げられるのが、彼らの柔軟な教育実践である。たとえば、ある「クルー・チャットン」は、人民共和国発足直後で新しい教科書がないなか、ボル・ポ

ト政権以前の教科書を用い、自らの学習経験に基づき授業を行なった。2つ目は、高学歴の「クルー・チャッタン」に対する「引き抜き」である。これは、教員不足を背景とした行政による直接的な勧誘による教員採用を指す。ボル・ポト政権以前に就学歴がある「クルー・チャッタン」は、小学校教員や中学校教員に引き抜かれ教育再建に貢献した。

第5章は、より多数のライフヒストリーに基づき、「クルー・チャッタン」たちの人物像をひもとく試みである。それによれば、彼らはボル・ポト政権以前に高等教育を修了した人から、人民共和国期に就学経験を積んだ人まで、多様な背景をもつ人々だった。そんな彼らに「クルー・チャッタン」としての集団認識をもたらすのが、「人民共和国期初期に引き抜かれて小学校教師になった」(p. 170)という共通の経験である。そして、政権のスローガンや教育の機会を奪われた子どもたちの存在を動機に、彼らは「クルー・チャッタン」となっていったと指摘する。

第6章では、第3章で主要科目であることが明らかになったクメール語と「労働」の2科目を、「クルー・チャッタン」の語りから分析している。先述したように、政権はクメール語の授業を通して反ボル・ポト思想を形成することを目指していた。しかし、実際の授業を担った彼らはその目的を重視せず、むしろ基礎的な言語能力の習得にその意義を見出していた。また、「労働」科目に対しても政権が掲げる教育的意味や価値に関心を示していなかった。政権側も、同様の教育を行っていたボル・ポト政権との共通性を想起

させてしまう恐れから、彼らに対して「労働」教育の徹底を図るのは不可能だった。

終章では、本書の内容をまとめた後、現代の教育開発などの在り方を再考するうえでの示唆が導き出される。

本書の評価

人民共和国期の教育に関する研究はあまり多くない。その中でも、本書がもたらした最大の貢献は、「クルー・チャッタン」に対するイメージを塗り替え、彼らの柔軟な教育実践や教育再建に果たした役割を描き出したことである。先行研究は、ボル・ポト政権で近代教育が停止されたことを踏まえ、同時代を生き抜き且つ教員免許をもたずに教師になった「クルー・チャッタン」を、読み書きができる程度の存在として説明してきた。また、当該時代の教育研究は教科書分析などが多く、教育再建を実際に担った彼らはあまり着目されてこなかった。

しかし、本書は彼らのライフヒストリーを丹念に収集することで、元医学生など高等教育を修了した人も「クルー・チャッタン」となり、「引き抜き」を通して初等教育のみならず中等教育などの再建にも貢献したことを明らかにしている。また、ボル・ポト政権以前に用いられていた教科書の使用や、社会主義教育の要である「労働」科目の不徹底など、政権の構想と矛盾する多様な実践も数多く指摘している。これは、彼らのライフヒストリー分析に主眼をおきながらも、政権の構想も併せて分析する本書だからこそ明らかにできた事実である。そのため、本書の議論は

当時の一国全体の教育を理解するうえで示唆に富むものである。

その一方、本書には課題も存在する。まず、本書における各章の分析の位置づけが不明瞭な点である。たとえば、第5章において著者は「クルー・チャッタン」の社会的地位の低下に関する分析を行なっている。しかし、その目的や問いとの関連が十分説明されておらず、その他の分析とのつながりも示されていない。結果的に「引き抜き」と並んで彼らに共通する経験の析出に成功しているが、本書の中での位置づけが定かでないことには変わりなく、当該分析が一連の議論から独立してしまっている印象を受ける。同様の問題は本書を通じて散見されるため、各分析は興味深いものの、議論の流れや著者の主張が掴みにくくなっている。

次に、初等教育におけるベトナムの影響に関して、矛盾する評価が混在している点である。当時はポル・ポト政権崩壊後の国家再建を目的に、ベトナムから少なくとも2,000人以上の専門家が派遣され [Ayes 2003: 128], 教育を含むあらゆる行政部門は彼らの指導下におかれていた。それらの経緯を踏まえ、著者は第1部において、社会主義的な教育内容やベトナムに関する授業内容を根拠に、初等教育におけるベトナムの影響は明白であったと結論づける。その一方、終章では一部の先行研究がベトナムの影響の証左の

ひとつとしてきたベトナム語教育が初等教育に組み込まれていなかったことを挙げ、「政権側による教育再建の構想を検討した結果、(中略)ベトナムの影響を、直接確認することができなかった」(p. 220)と述べている。このように、本著ではベトナムに関する評価をめぐって相反する結論が提示されているため、この点に関する著者の主張を読み取ることが難しく、議論の一貫性という面で課題を抱えている。

以上、本書の問題点を指摘したが、人民共和国時代の初等教育を考察するうえで示唆に富むことに変わりはない。著者は彼らのライフヒストリーを通して、ポル・ポト政権崩壊後の末端社会で行なわれた多様な教育実践をさまざまな視点から描き出しており、この点が本書最大の魅力である。また、当該時代に留まることなく、紛争後のカンボジアにおける教育や国際教育開発全般に対する示唆も導き出している。そのため、カンボジアのみならず、紛争後社会や各国の教育政策を対象とする研究者にも読まれたい一冊である。

引用文献

Ayes, M. David. 2003. *Anatomy of a Crisis: Education, Development, and the State in Cambodia, 1953–1998*. Chiang Mai: Silkworm Books.